

# 政策研究・政策提言 報告書

山口星奈 藤本梨紗子

## 目次

### 政策研究

法人実効税率を引き下げることによって抜本的な効果はあるのか

第1章 問題提起、法人実効税率とは

第2章 各国の法人実効税率

第3章 過去のEUとの比較

第4章 代替財源の問題点

第5章 外国子会社の受取配当金益金不算入

第6章 政策研究のまとめ

### 政策提言

法人事業税の「資本割制度」の廃止

第7章 提言内容とその理由

第8章 法人事業税の資本割とは

第9章 資本割廃止によって企業が得られるメリット3点

第10章 まとめ

## 第1章 問題提起、法人実効税率とは

第2次安倍内閣で、アベノミクスが始動した。第1次アベノミクスは3本の矢を目的として経済の成長を図るものであった。しかし、ここで主に行ったのは異次元の金融緩和政策であり、日本銀行が経済成長のためにできることはもうやり尽くしたといえる。ここで、私達は今日、経済の成長に必要なのは財政政策であると考えた。そこで研究対象としたのは、法人実効税率の引き下げによる効果である。なぜなら、経済の成長は会社があってこそだと考えたからだ。単純に考えると、まず、法人実効税率を引き下げると企業が賃金を上げると考えられるため、労働者の所得が増加する。次に、労働者の所得が増加すると、それだけ消費が増える。そして、消費が増えることによって、経済が活性化するため、結果的に税収が今以上に増加する。しかし、この政策は、果たしてこのように簡単に成功するのか疑問であったため、研究対象とした。

本節では、法人実効税率を引き下げることによって抜本的な効果があるのかについて研究していく。まず、法人実効税率とは、法人税などの企業の所得に課せられる税金について、企業が実質的に負担する割合のことである。これは企業利益に対する負担が実際どのようになっているかを示す指標であり、求め方は以下の通りである。

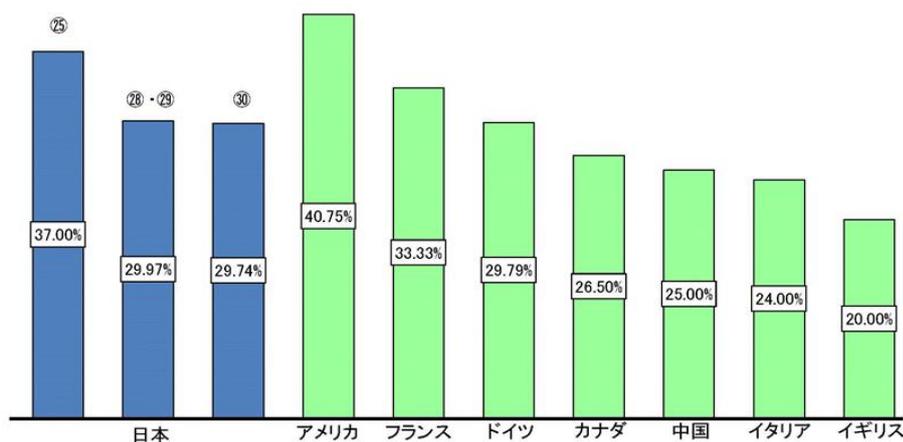
$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}}{(1 + \text{事業税率})}$$

法人実効税率における法人事業税は、2004年4月1日以後に開始した事業年度から、資本金が1億円を超える法人について外形標準課税方式が導入された。外形標準課税とは、法人事業税の一部であり、事業の広さや従業員数、あるいは資本規模からわかる基準に基づいて行う課税方式のことである。先述の通り、外形標準課税は資本金が1億円以下の企業は免れる。つまり、多い事例とは言えないかもしれないが、大企業が資本金を意図的に1億円以下にすることが理論上は可能である。これは外形標準課税のデメリットと考えられる。

安倍総理は第1次アベノミクスでは、基本的には金融政策しか行わず、金利の引き下げなど、日本

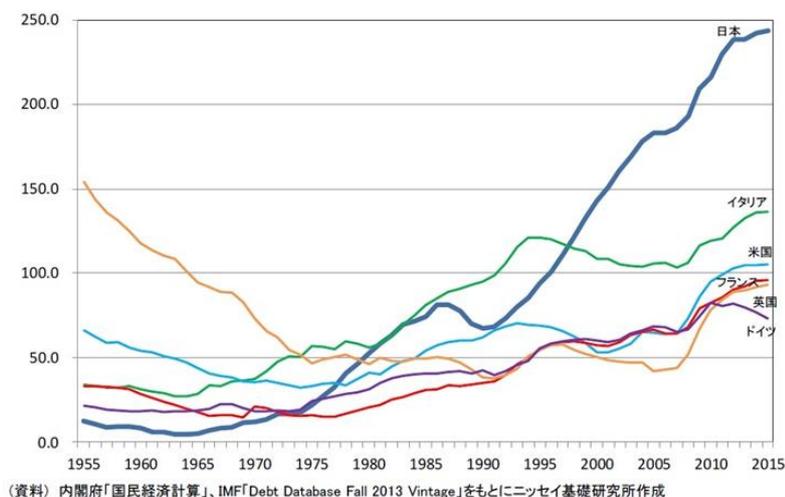
銀行ができることはもうやり尽くしたと考えられる。そこで、有効な財政政策の1つとして、法人こ実効税率の引き下げが一般的には挙げられる。一般的に、法人実効税率を引き下げると、労働者個人の所得がそれぞれ増加し、それにより消費が増え、経済が活性化し、結果として税収が今以上に増加すると考えられている。しかし、そう上手くはっていないのが現状だ。

## 第2章 各国の法人実効税率



グラフ1 法人実効税率の国際比較 2017年 1月 (財務省)

本章では法人実効税率を主要国と同率にすることは、国際競争への第1歩であるかについて述べていく。グラフ1から分かる通り、アメリカの法人実効税率は40.75%と、各国と比べると突出して高い水準である。しかし、トランプ政権では法人税を21%に引き下げることが決定した。これは、レーガン大統領以来の大規模な減税である。そこで、日本もアメリカの大規模減税を見習うべきなのだろうか。



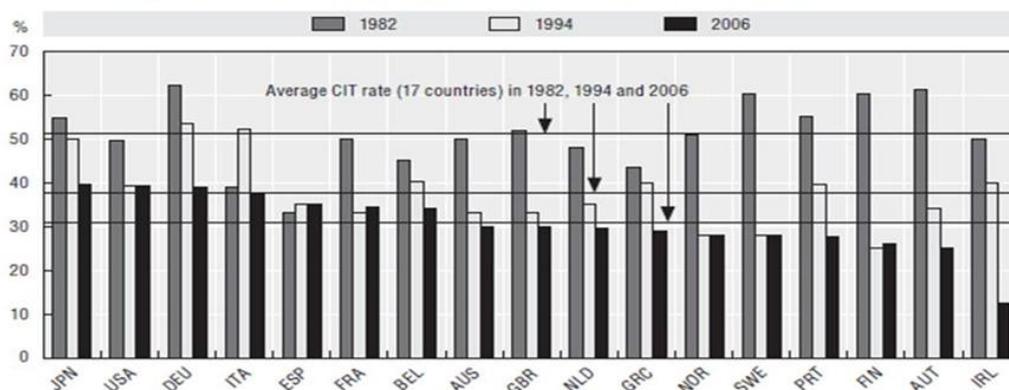
グラフ 2 主要先進国政府総債務対 GDP 比の推移（内閣府「国民経済計算」、IMF「Debt Database Fall 2013 Vintage」を基にニッセイ基礎研究所作成）

上のグラフ 2 は主要先進国政府総債務対名目 GDP 比の推移である。グラフ 2 を見て分かる通り、日本はアメリカと比べて圧倒的に財政に余裕がない。つまり、比較的財政に余裕のあるアメリカを見習っても日本の財政赤字が増えるだけである。

### 第 3 章 過去の EU との比較

ここでは、過去の EU の法人税の引き下げの成功の事例について述べる。EU では、1982 年から 2006 年にかけて、極めて激しい「法人税の引き下げ競争」が行われていた。このきっかけは、旧東欧諸国等が法人税率を引き下げて、ドイツやフランスの企業を自由に引き込み、雇用を拡大しようとしたことである。しかし、これに対して先進諸国も自国企業の国内引き留めや外国企業の誘致を図るため、法人税率を引き下げた。これは、「Race to the bottom」と言われる事例である。「Race to the bottom」とは、「底辺への競争」であり、国家が外国の企業の誘致等のため、減税等を競うことで労働環境や社会福祉等が最低基準へと向かうことである。一般的に、自由貿易や、グローバリゼーションの問題点として使われることが多い。しかし、グラフ 3 のように、過去の EU では引き下げ競争は起こりながらも、法人税を引き下げることで法人税収の対 GDP 比上昇に繋がった。これは、法人税の税収のパラドックスと言われるものであり、理由としては課税ベースの拡大、全体の付加価値における法人部門の割合が増加したこと、また、個人のアントレプレナーシップが掻き立てられ、法人の新規設立が増加したことが挙げられる。しかし、日本は法人を新規設立するようなアントレプレナーシップが低いいため、法人実効税率を単に引き下げたからと言ってこのように上手く法人税収のパラドックスが起こることはあまり期待できないであろう。

Figure 1.2. Statutory corporate income tax rate: 1982-2006<sup>1</sup>



1. Data for 1982 was only available for 17 OECD countries (Japan, the US, Germany, Italy, Spain, France, Belgium, Australia, the UK, the Netherlands, Greece, Norway, Sweden, Portugal, Finland, Austria and Ireland). In the case of Ireland, there was a reduced corporate tax rate of 10 per cent for the manufacturing sector in 1982 and 1994.

## 第 4 章 代替財源の問題点

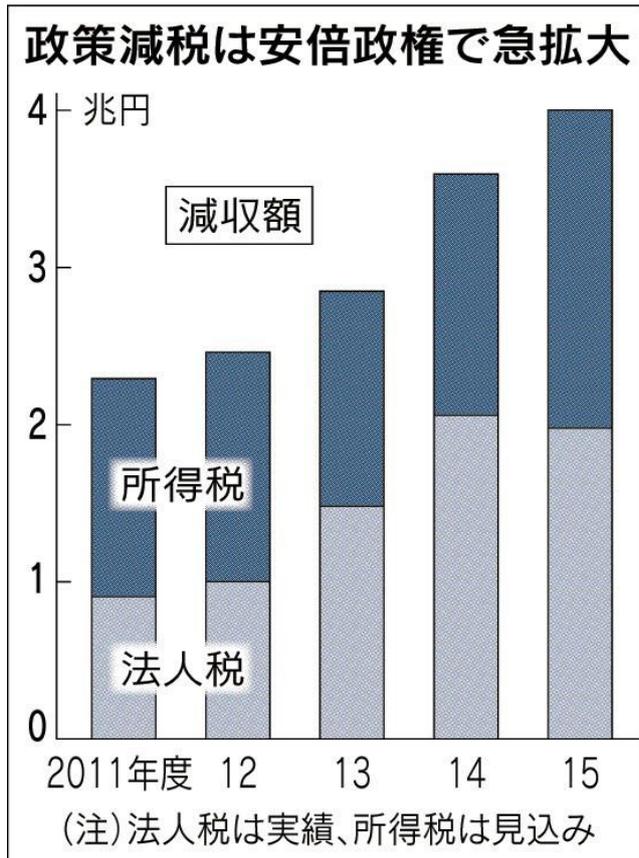
本章では、法人実効税率を引き下げた場合の代替財源の問題点について述べていく。

法人実効税率 1%あたりの国と地方を合わせた税収は、財務省の平成 26 年度予算ベースによると約 4700 億円であり、仮に現在から 5%引き下げると税率引き下げに伴う直接的な減収額は約 2 兆 3500 億円である。法人実効税率を引き下げ、これだけの税収が回復するまでには一時的に法人税収の代替財源の確保が必要になる。次に、具体的な代替財源を 3 つ挙げる。

まず 1 つ目は、歳出の削減である。確かに、今後一層少子高齢化が進んでいくことが確実な中、行政サービスの効率化は必須である。しかし、今日の少子高齢化においては、社会保障費を中心とした歳出の増加圧力が増していくことは避けられない。つまり、歳出の削減は、国民に相当な痛みを生む可能性が高いので非現実的であるといえる。

次に、2 つ目の代替財源として、法人実効税以外の税目の増税が挙げられる。この代表的な税目は消費税である。実際に第 4 次安倍内閣は、平成 31 年 10 月までに、消費税を 10%に引き上げることを決定している。しかし、消費税増税の目的はこれからの少子高齢化社会における、社会保障のための財源の確保であると財務省は公表しており、さらに、消費税の増税分は教育費にも多く使われる。つまり、消費税の増税は決定的な代替財源にはなり辛い。また、消費税の増税は内需を低下させる可能性がかなり高いため、代替措置としてはふさわしくないであろう。

そして、3 つ目として、政策減税の縮小などによる法人税の課税ベースの拡大が挙げられる。政策減税とは、国の政策目的などに沿って法人税などに特例を設ける「租税特別措置」の一部である。これは特例の業界や地域が対象になるものが多く、原則は期限付きだが、延長が繰り返されている減税も多い。租税特別措置とは、特定の政策目標を達成するため、税制上の特例として租税を減免あるいは増長する措置のことである。この長所としては経済政策の一環として、経済が活性化する可能性があることが挙げられる。しかし、租税の公平性や中立性の原則を犠牲にするという短所もある。この政策減税は、2015 年に、法人税と所得税の 4 兆円分の減収要因となっている。また、グラフ 4 のように、政策減税は安倍政権で急拡大しているのだ。



グラフ 4 政策減税額の推移 (日本経済新聞 2017年2月28日記事)

また、日本経済新聞によると、政策減税は恩恵が偏るため、期限が来たら廃止するのが筋だが廃止は進んでいないとのことである。また、中小企業の反発を押さえ、延長が繰り返されているのが現状だ。つまり、現実的に政策減税の統制は難しいのである。

このように、代替財源についても問題があり、法人実効税率を引き下げる政策だけでは長期的な経済成長には不十分であると考えられる。

## 第5章 外国子会社の受取配当金益金不算入

本章では、日本で課税所得が侵食されている原因の1つである、外国子会社配当の益金不算入について述べていく。

日本では、海外子会社配当の益金不算入によって、年間0.6兆円(政府税制調査会2014年3月参照)課税所得が侵食されており、これは法人税額に影響を及ぼしている。外国子会社配当金益金不算入制度とは、日本の親会社が一定の外国子会社から受ける配当を益金不算入とするものである。具体的には、日本の親会社が外国子会社から受ける配当のうち、源泉税控除前の配当の95%が益金不算入とされる。また、外国子会社配当益金不算入制度の適用対象となる配当に係る源泉税については、外国税額控除の対象外となり、損金にも算入されない。上記の「外国子会社」とは、内国法人が外国法人の発行済み株式等の25%以上の株式等を、配当等の支払い義務が確定する日以前に6月以上引き続き直接有している場合のその外国法人をいう。

このような制度が法人税の課税所得を侵食している事実を踏まえると、法人税の税率を引き下げることだけに焦点を絞ることは、そもそも視野が狭いといえるだろう。

## 第6章 政策研究のまとめ

これまで、様々な視点から、法人実効税率の引き下げに抜本的な効果があるのかについて述べてきた。一概に、法人実効税率の引き下げには効果がないとは言えないだろう。しかし、これまで述べてきたように、法人実効税率の引き下げだけでは不十分であるという見方もできる。さらに、法人実効税率の引き下げには、様々な問題が付きものである。だから、法人実効税率の引き下げについて考えるときには、それに絡み合う様々な問題についても視野を広げて考える必要があり、法人実効税率の引き下げだけについて考えることは視野が狭いことについて認識しておくことも必要である。

## 政策提言

### 第7章 提言内容とその理由

本章からは先の政策研究をもとに私たちが考えた政策提言について説明する。

私たちの政策提言の内容は「法人事業税制度における『資本割』の廃止」（以下、単に「資本割の廃止」）だ。これには2つの理由がある。「企業の設備投資や事業拡大を促進するため」と「企業の財務体質の強化に伴い、日本の企業のイメージアップを行うため」だ。

なぜ資本割の廃止がこの2点に繋がるのかについては、以降の章で説明する。

### 第8章 法人事業税制度の仕組みと外形標準課税一般について

「資本割」についての説明に入る前に、まず大枠としての法人事業税制度とは何だろうか。これは法人の行う事業について課される都道府県税であり、各都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人が納税の義務を負う。課税標準は各事業所の所得または清算所得（法人の解散または合併に際して新たに実現される所得）とされている。

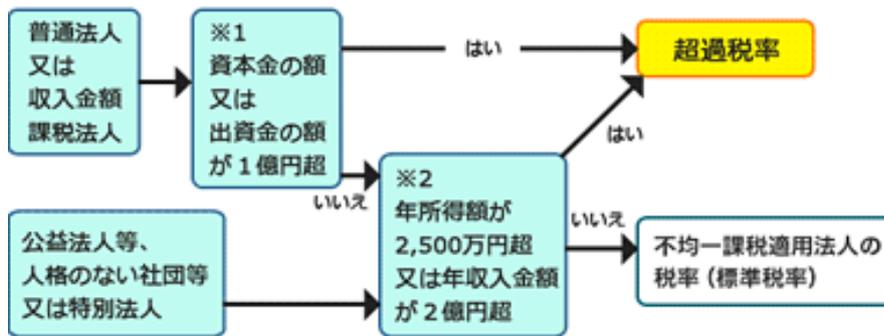
2004年（平成16年）4月以降からは「外形標準課税」により「所得割」、「付加価値割」、そして今回の議題となる「資本割」の3つの課税方法が取られている。この「外形標準課税」とは、法人事業税を建物の規模や面積、従業員数、売上高といった企業活動や事業規模を反映する基準をもとに課税する方針のことを指す。東京都では2016年（平成28年）から、事業年度の終了日現在における資本金または出資金の額が1億円を超えた企業をこの「外形標準課税」の対象としている。

この「外形標準課税」をもとにした3つの課税方法がどのようなものかは次章で説明する。

## 第9章 外形標準課税をもとにした三つの課税制度

先に挙げた三つのうち、まず「所得割」について説明する。これは法人の各事業年度の所得に税率0.88パーセントをかけた額を支払うという制度だ。ただし所得が400万円以下の場合は税率0.395パーセント、所得が400万～800万円であれば0.635パーセントの軽減税率が適用される。また【図1】のチャートのような基準で、そもそも超過税率を適用しないという判断をする場合もある。

### 1.標準税率と超過税率どちらを適用するか判定します。



【図1】軽減税率を適用する場合（出典 東京都主税局）

二つ目は「付加価値割」について説明する。これは企業の「単年度損益」と「収益配分額」の合計を課税基準とし、その合計額に税率1.26パーセントをかけた額を支払うという制度だ。これにも軽減措置があり、報酬給与額（従業員に渡す給与の額）が収益配分額の70パーセントを越える場合は「所得拡大促進税制」として一定額の支払い控除が適用される。

最後に「資本割制度」だ。これは分かりやすく言うと「事業年度終了日時点で資本金が1億円以上となった法人に対し、資本金の額を基準にして、その0.525%を課税する」制度である。（平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度の場合）

ここでの「資本金額」は法人税法2条16号に記載されている「法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人（以下この条において「連結申告法人」という）を除く）が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額」を指す。これはすなわち「法人が行った有償増資（新株を発行することで株主から払い込み金を受けとる形の増資）の金額」と読むことができ、企業内の他の資産を振り替えることで行われる「無償増資」の金額は対象ではないことが分かる。

有償増資による資本金の額が基準であることから「利益がでているかどうかにかかわらず、資本金の大きな会社からはたくさん税金を払ってもらおう」という仕組みだといえる。

法人区分	税目・所得等の区分		税率(%)			
			平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度		平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度 (B)	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度 (A)
			28年度 税制改正後	28年度 税制改正前		
外形標準課税法人 地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く）〕	法人事業税	適軽用減税率 年400万円以下の所得	0.395 (0.3)	1.025 (0.9)	1.755 (1.6)	2.39 (2.2)
		年400万円を超え年800万円以下の所得	0.635 (0.5)	1.585 (1.4)	2.53 (2.3)	3.475 (3.2)
		年800万円を超える所得	0.88 (0.7)	2.14 (1.9)	3.4 (3.1)	4.66 (4.3)
		軽減税率不適用法人				
		付加価値割	1.26	1.008	0.756	0.504
		資本割	0.525	0.42	0.315	0.21
	地方法人特別税	414.2	152.6	93.5	67.4	

※（ ）内の税率は、東京都での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

【図2】外形標準課税を適用した企業の各税率（出典 東京都主税局）

以上、三つの課税制度を説明したが、このうちなぜ資本割だけを廃止すべきだと考えたのか。そこには「資本金額を基準にすることで企業が有償増資を控えがちになり、結果として企業の成長や発展が阻まれるのでは」という懸念があるからだ。

## 第10章 資本割でなぜ企業の発展が阻害されるのか

この章では「資本割でなぜ企業の発展が阻害されるのか」をテーマに、資本割が「法人が行った有償増資の金額」を基準にしていることで生じる問題を述べる。

先の第9章でも述べた通り、資本割は法人の行った有償増資を基準とした課税であり、これは事業年度の終了までに資本金の額が1億円を超していればどの企業でも強制的に適用される。これは裏を返せば「事業年度終了までに資本金の額が1億円を下回れば支払いを免れる」ものであるといえるのだ。

これにより企業は資本金の額を抑えることを考えるだろう。第9章で述べた通り、資本割によって企業に課せられる税額は「事業年度の終了までの資本金額を基準にして、その0.525パーセント」となるからだ。企業の活動に必要なはずの資本金が増えるにしたがって税額も上がるのだから、有償増資という選択肢を選ばず、企業内の予算の振り替えだけで済み資本金額に影響を与えない無償増資を選ぶようになるのも当然といえる。

では、企業が法人事業税の資本割のために有償増資を選ばなくなった場合、何が損なわれるのだろうか。

## 第11章 企業が有償増資で出来ることと資本割

第 10 章では資本割によって企業が有償増資を控えるようになることが企業の発展において大きな足かせになることを述べた。本章では資本割によって損なわれることを 3 点紹介する。

1 つ目は「有償増資で集めた資金を元手にした事業拡大」だ。企業は新しい事業を始めるほか、現在行っている事業を大きくすることも可能になる。それは新規事業における売上拡大はもちろんのこと、他分野への進出に伴う知名度の向上や、知名度の向上から引き起こされる優秀な人材の確保にもつながる。また、新たに始めた事業が既存事業の営業利益が傾いた際の保険になることもある。

2 つ目は「設備投資の促進」だ。工場の増加や製品生産に必要な機械を買うことはもちろん、新製品の開発費に充てる、特許権や商標権を得ることも可能となる。また企業の設備投資は企業全体が経済成長に向かっていくことの指標にもなるため、次に述べる「財務体質の強化」と加えて、対外的に良いイメージを与えることの一助となる。

3 つ目は財務体質が強化されることだ。これは企業が集めた資金のうち、自社の努力で集めた資本金の比率を指す「自己資本比率」が上昇することで得られる効果である。企業は自己資本比率を増加させることで、事業の規模が大きい、借入金などに頼っていない、事業規模が大きく安定しているといった企業にとってプラスの印象を投資家をはじめとした企業外の人々に与えることができる。

しかし、現行の資本割によって企業が有償増資に踏み切らなくなった場合、企業はこれらの恩恵を受けられなくなってしまふ。資本金を抑えようと短期的な節税を考えることで、長期的な企業の成長を捨ててしまうのは、将来性を考えたときに大きなマイナス要因となりうるのではないだろうか。

## 第 12 章 政策提言のまとめ

先の章までで述べてきたように、資本割は企業の将来の発展において大きな足かせとなることが言える。現行の安倍政権は「新・三本の矢」政策の一環で「成長戦略を含む従来の三本の矢政策の強化」を挙げた。しかし今回話題に挙げた法人事業税の資本割制度は、これから国を挙げて目指す方向性と正反対の要素が色濃い制度ではないだろうか。私たちは、日本企業の将来の発展のためにも法人事業税の資本割は廃止すべきだと考える。

## 参考文献

「我が国の法人税と課税所得」 著 代田純

法人実効税率の国際比較 2017年 1月 (財務省)

主要先進国政府総債務対 GDP 比の推移 (内閣府「国民経済計算」、IMF「Debt Database Fall 2013 Vintage」を基にニッセイ基礎研究所作成)

法人税の対 GDP 比 (Revenue Statistics 1965-2005) (東京財団研究所)

日本経済新聞 2017年 2月 28日記事

ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典より「外形標準課税」

東京都主税局ホームページ

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/gaikeiqa.html#q01a>

電子政府の総合窓口 e-Gov より「法人税法」条文

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=340AC0000000034\\_20180401\\_430AC0000000007&openerCode=1#B](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340AC0000000034_20180401_430AC0000000007&openerCode=1#B)

内閣府ホームページより「安倍内閣の経済財政政策」

<https://www5.cao.go.jp/keizai/abenomics/abenomics.html>

